

議案第36号

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年6月26日提出

加西市長 高橋晴彦

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
 条例

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成28年加西市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

加西インター産業団地第2期3工区地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東播都市計画地区計画加西インター産業団地第2期3工区地区地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域
加西インター産業団地第2期5工区地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された東播都市計画地区計画加西インター産業団地第2期5工区地区地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2に次のように加える。

加西インター産業団地第2期3工区地区地区整備計画区域	<ul style="list-style-type: none"> (1)工場その他これに類するもの (2)事務所その他これに類するもの (3)倉庫及び車庫 (4)研究所その他これに類するもの (5)貨物自動車運送事業の用に供するもの (6)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿であって、これらの建築物のうち主たる用途がこの地区計画区域、加西インター産業団地第2期5工区地区地区計画区域又は加西インター産業団地地区地区計画区域に存する事業所に従事する者の居住の用に供するもの (7)保育所、幼稚園又は幼保連携型認定こども園であって、この建築物のうち主たる用途がこの地区計画区域、加西インター産業団地第2期5工区地区地区計画区域又は加西インタ 	1,000㎡（ア欄第11号、第12号又は第13号に掲げる用途に供する建築物の敷地の場合を除く。）	次の各号に掲げる敷地面積の区分に応じたそれぞれ当該各号に定める数値とする。 (1)1,000㎡以上10,000㎡未満の場合 1m (2)10,000㎡以上の場合 2m	20m（外壁の後退距離を3m以上とした場合には、30m）
----------------------------	---	--	---	------------------------------

		<p>一産業団地地区地区計画区域に存する事業所の福利厚生用に供するもの</p> <p>(8)法別表第2(は)の項第4号に掲げるものであって、これらの建築物のうち主たる用途がこの地区計画区域、加西インター産業団地第2期5工区地区地区計画区域又は加西インター産業団地地区地区計画区域に存する事業所の福利厚生用に供するもの</p> <p>(9)加西市内で生産若しくは加工された農産物の販売又は飲食を主たる目的とする店舗その他農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類するものとして市長が認めるもの</p> <p>(10)前号に掲げるものを除く政令第130条の5の3第1号又は第2号に掲げるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの</p> <p>(11)バスの停留所の上家</p> <p>(12)休憩場又は公衆便所</p> <p>(13)ごみ置き場の上家</p> <p>(14)前各号の建築物に附属するもの</p>			
<p>加西インター産業団地第2期5工区地区地区整備計画区域</p>		<p>(1)工場その他これに類するもの</p> <p>(2)事務所その他これに類するもの</p> <p>(3)倉庫及び車庫</p> <p>(4)研究所その他これに類するもの</p> <p>(5)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿であって、これらの建築物の</p>	<p>1,000㎡(ア欄第10号、第11号又は第12号に掲げる用途に供する建築物の敷地の場合を除く。)</p>	<p>次の各号に掲げる敷地面積の区分に応じたそれぞれ当該各号に定める数値とする。</p>	<p>20m(外壁の後退距離を3m以上とした場合には、30m)</p>

		<p>うち主たる用途がこの地区計画区域、加西インター産業団地第2期3工区地区地区計画区域又は加西インター産業団地地区地区計画区域に存する事業所に従事する者の居住の用に供するもの</p> <p>(6) 保育所、幼稚園又は幼保連携型認定こども園であって、この建築物のうち主たる用途がこの地区計画区域、加西インター産業団地第2期3工区地区地区計画区域又は加西インター産業団地地区地区計画区域に存する事業所の福利厚生のために供するもの</p> <p>(7) 法別表第2(は)の項第4号に掲げるものであって、これらの建築物のうち主たる用途がこの地区計画区域、加西インター産業団地第2期3工区地区地区計画区域又は加西インター産業団地地区地区計画区域に存する事業所の福利厚生のために供するもの</p> <p>(8) 加西市内で生産若しくは加工された農産物の販売又は飲食を主たる目的とする店舗その他農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類するものとして市長が認めるもの</p> <p>(9) 前号に掲げるものを除く政令第130条の5の3第1号又は第2号に掲げるもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が500</p>		<p>(1) 1,000 m²以上 10,000 m²未満の場合 1 m</p> <p>(2) 10,000 m²以上の場合 2 m</p>	
--	--	---	--	---	--

		m ² 以内のもの (10)バスの停留所の上家 (11)休憩場又は公衆便所 (12)ごみ置き場の上家 (13)前各号の建築物に附属するもの			
--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

(審議資料)

加西インター産業団地第2期事業として整備を進めるため、市街化調整区域における新たな地区計画として「加西インター産業団地第2期3工区地区地区計画」と「加西インター産業団地第2期5工区地区地区計画」の都市計画決定を予定していることに伴い、所要の改正を行うもの。(後掲参照)

【概要】

	3工区地区	5工区地区
建築できる主な建築物の用途	工場、事務所、倉庫、研究所、貨物自動車運送事業の用に供するもの、加西市内で生産若しくは加工された農産物の販売又は飲食を主たる目的とする店舗その他農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類するものとして市長が認めるものほか	工場、事務所、倉庫、研究所、加西市内で生産若しくは加工された農産物の販売又は飲食を主たる目的とする店舗その他農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類するものとして市長が認めるものほか
建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ²	1,000 m ²
外壁の後退距離の限度	敷地面積 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満の場合 1m以上 敷地面積 10,000 m ² 以上の場合 2m以上	敷地面積 1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満の場合 1m以上 敷地面積 10,000 m ² 以上の場合 2m以上
高さの最高限度	20m (外壁の後退距離を 3m以上とした場合においては、30m)	20m (外壁の後退距離を 3m以上とした場合においては、30m)

【加西インター産業団地区域図】

